

健康

5月31日は世界禁煙デーです

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

受動喫煙によるこれらの疾患が原因で、毎年約1万5千人が亡くなっていると言われています。喫煙は自分一人だけの問題ではないことを知っておきましょう。

受動喫煙により引き起こされる病気
肺がん、脳卒中、虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群、小児喘息など

あなたに煙で困っている人がいます
たばこの煙による健康被害は、喫煙者だけでなく、たばこを吸わない周りの人にも害を及ぼします（受動喫煙）。たばこの有害物質により、次のような病気にかかりやすくなるのが科学的に証明されています。



▲受動喫煙対策推進マスコット「けむいモン」

毎年5月31日は世界禁煙デーです。また、厚生労働省は5月31日～6月6日の一週間を、禁煙週間としています。

禁煙にチャレンジ
禁煙が簡単にできない理由は、ニコチンに依存性があるためです。自分の意志だけでは挫折してしまうことも多く、そんなときに活用してもらいたいのが「禁煙外来」です。一定条件を満たせば保険適用となり、自力で行うよりも成功率が高まると言われています。

禁煙にチャレンジ
禁煙が簡単にできない理由は、ニコチンに依存性があるためです。自分の意志だけでは挫折してしまうことも多く、そんなときに活用してもらいたいのが「禁煙外来」です。一定条件を満たせば保険適用となり、自力で行うよりも成功率が高まると言われています。

喫煙者に多い病気ですが、受動喫煙により、たばこを吸わない人にも発症の可能性があります。COPDを防ぐには禁煙が最も有効な方法です。

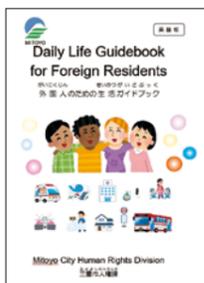
シオーピーデー COPDという病気を知っていますか
COPDは、「慢性閉塞性肺疾患」といい、慢性気管支炎と肺気腫の総称です。細い気管支が炎症を起こし、肺への空気の流れが悪くなる病気です。長年の喫煙が主な原因であり、最終的には息切れがひどくなり日常生活もままならない状態になります。

くらし

「外国人のための生活ガイドブック」を作成しました

▶問い合わせ 人権課 ☎73-3008

- 税金や各種届け出、ごみや交通など生活のこと
- 妊娠・保育・教育など子育てのこと
- 予防接種・検診や保険・医療など健康のこと
- 救急や防災など緊急・災害のこと
- 生活ガイドブックの内容



▲生活ガイドブック

市内には1,000人を超える外国人の人が生活しています。その半数以上が、市内に住み始めて3年未満で、言葉や文化の違いから生活に不便を感じています。そのような人たちの生活の助けになればと、生活ガイドブックを作成し、必要の人に配布しています。

外国語のガイドブック

- ・ English (えいご)
- ・ bahasa Indonesia (いんどねしあ)
- ・ Tiếng Việt (べとなむ)
- ・ 中文简体 (ちゅうごく)
- ・ கந்தி (かんぼじあ)
- ・ မြန်မာ (みゃんまー)
- ・ ལྷ་སྐད་ (らおす)



▲申し込みフォームはこちら



▲ガイドブックはこちら

くらし

令和5年度 後期高齢者医療保険の算出方法

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

【保険料計算方法】

所得割額：所得に応じて決まる
賦課の基となる所得金額 × 所得割率 9.80%

+

均等割額：全員が等しく負担する
50,800円

||

保険料(年額) 上限66万円

後期高齢者医療保険料は、全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて決まる「所得割額」の合計額からなり、保険料率は県内全ての市町で同じです。保険料の計算の基となる「均等割額」と「所得割率」は、令和4年度と同じです。



※賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定しますが、年度途中で被保険者になった人は、資格取得日が賦課期日になります。

※65歳以上の人は、公的年金所得について最大15万円を控除します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合
43万円 + 10万円 × (★給与所得者などの数 - 1) 以下	7割
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (★給与所得者などの数 - 1)) 以下	5割
43万円 + (53.5万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (★給与所得者などの数 - 1)) 以下	2割

★一定の給与所得者、または公的年金の支給を受ける人

均等割額の軽減について
世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額で、均等割額の軽減割合を判定します。

お知らせ

年度途中に後期高齢者医療制度に加入する皆さんへ

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006
健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合 ☎087-811-1866

保険料
資格取得日を含む月から、月割りで算定します。税務課から送付する納付書で納めてください。

※国民健康保険税が年金から天引きされていた人や口座振替になっていた人も、後期高齢者医療制度に加入した当初は納付書での納付に変更になります。口座振替を希望する場合は、新しく口座の登録が必要です。

被保険証
年度途中に加入する人の資格取得日は、次のとおりです。

事由	資格取得日
75歳になる人	誕生日
転入	転入により住所を定めた日
生活保護の停止または廃止になった人	停止または廃止となった日
障害認定を受けた人(※)	後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日